

第 3 3 回大空町農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 2 0 日 第 3 3 回大空町農業委員会総会は、大空町役場 3 階 1 号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	5 番 児 山 高	6 番 渡 邊 恵 二
7 番 小 川 一 浩	8 番 福 田 英 信	1 0 番 佐久間 仁
1 1 番 増 子 昭 雄	1 2 番 真 鍋 剛	1 3 番 佐々木 経 一
1 4 番 森 英 章	1 5 番 仲 西 政 克	1 6 番 高 橋 敬 義
1 7 番 長 尾 照 幸	2 0 番 遠 藤 哲 也	2 1 番 佐 野 一 義
2 2 番 先 崎 教 之	2 3 番 丹 羽 真 治	2 4 番 石 田 正 俊

(2) 欠席者

9 番 福 田 重 幸	1 8 番 追 分 敏 行
-------------	---------------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主 査 戸井 裕之	主 事 仙石 陸
------------	-----------	----------

第33回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第33回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2の憲章朗読でございますが、現在インフルエンザ等の感染拡大、および本日は案件数が60件と多いですことから、憲章朗読につきましては割愛させていただきたいと存じますので、ご了解をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は皆さんお忙しい中、第33回大空町農業委員会総会に出席、誠にありがとうございます。 13日には、大空町の農業を考える会へ出席された委員の皆様、ご苦勞様でした。合同学習会にはたくさんの方が出席され、昨今の気候変動の対策としての栄養高温対策資材の使用法、試験での結果など、興味深い学習会であったと思っております。 さて、昨日は雪、風が強く、道の状況とかは悪かったですけれども、今日はすごく暖かくいい天気でありました。 作業も既に玉葱などでは播種が始まっており、これからビートハウスの準備、播種作業、融雪剤振りと作業が始まり忙しくなって参りますけれども、委員の皆様におかれましては、健康には留意され、お身体にお気をつけて事故などのないこと、また良き豊穰の秋を迎えられることをご祈念申し上げて総会の挨拶といたします。 この際活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第33回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時33分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。

石川局長	ただいまの出席委員は、21名であります。 福田重幸委員、追分委員から欠席の旨ご連絡がございました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第2号まで59件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、7番小川委員、8番福田英信委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和8年2月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 先ず初めに、議案第1号に係る農地法第3条関連の案件につきましては、すべて農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認していることを報告します。 この案件につきましては、譲受人より申請のあった農地の売買案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましては、財務局国有地の払下げの案件でございます。 図面につきましては、2 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第1号所有権移転関係3番朗読】 この案件につきましては、賃借地の売買案件でございます。図面につきましては3ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係3番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (○○委員着席)

石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 4 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、4 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 4 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 5 番朗読】 この案件につきましては、借り受け農地の取得に伴う新規案件でございます。そのため、図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。

	す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 5 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 6 番朗読】 この案件につきましては、借り受け農地の取得に伴う新規案件でございます。そのため、図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係6番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係7番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号所有権移転関係7番朗読】 この案件につきましては、親から子への贈与案件となります。 そのため、図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係7番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係1番及び2番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。

戸井主査	事務局。 議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和８年２月２０日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第２号所有権移転関係１番及び２番朗読】 この案件につきましては、所有農地の売買に係る新規案件でございます。農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、１月２７日に第１地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、５ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わりますが、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番及び２番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係１番及び２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係３番から５番までについて、譲受人が同一です

	ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号所有権移転関係３番から５番朗読】
仙石主事	３番及び４番→戸井主査説明 ５番→仙石主事説明 ３番から５番の案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社との買入に係る案件であります。１月の総会において買入協議の要請について議決を頂いております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係３番から５番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係３番から５番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、１１月の総会において公社買入の議決を頂いている案件となっております。今後の買い受け農家である〇〇氏への一時貸付に係るものでございます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

	これより議案第２号利用権設定関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係２番及び３番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係２番及び３番朗読】 この案件については、〇〇氏の離農に伴う新規案件であり、１２月１６日に第１地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、６ページに掲載をしておりますのでご確認ください。番号２番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号３番で受け手の〇〇氏へ貸付となります。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わりますが、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２番及び３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２番及び３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

戸井主査	次に、利用権設定関係 4 番及び 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。 【議案第 2 号利用権設定関係 4 番及び 5 番朗読】 この案件については、〇〇氏の離農に伴う新規案件であり、2 月 1 0 日に第 2 地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、7 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号 4 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 5 番で受け手の〇〇氏へ貸付となります。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わりますが、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 番及び 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番及び 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 6 番及び 7 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】 この案件については、合意解約した農地の新規案件であり、2 月 1 0

	日に第2地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、8ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号6番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号6番で受け手の〇〇氏へ貸付となります。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わりますが、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係6番及び7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係6番及び7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係8番及び9番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第2号利用権設定関係8番及び9番朗読】 この案件については、貸主の法人化による使用貸借の新規案件であります。 本人の意向もあり、制度上この様な使用貸借でも可能なことから、今回は促進計画での使用貸借となりました。図面につきましては、所有者の法人との使用貸借のため省略しております。 番号8番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号9番で受け手の〇〇農場へ貸付となります。

	以上です。
石田会長	この件について、第２地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わりますが、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係８番及び９番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係８番及び９番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１０番及び１１番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１０番及び１１番朗読】 この案件につきましては、更新案件でございます。番号１０番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１１番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 なお、更新案件につきましては図面を省略させていただいておりますのでご了承願います。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１０番及び１１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１０番及び１１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１２番及び１３番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１２番及び１３番朗読】 この案件については、更新案件でございます。番号１２番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１３番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１２番及び１３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１２番及び１３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。

	次に、利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番朗読】 この案件については、更新案件でございます。番号 1 4 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 1 5 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 1 6 番及び 1 7 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 1 6 番及び 1 7 番朗読】 この案件については、更新案件でございます。番号 1 6 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 1 7 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 16 番及び 17 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 16 番及び 17 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 18 番及び 19 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 18 番及び 19 番朗読】 この案件については、更新案件でございます。番号 18 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 19 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 18 番及び 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 18 番及び 19 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

	暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 20 番から 24 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 20 番から 24 番朗読】 20 番から 24 番の案件につきましては、更新案件でございます。番号 20 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、21 番から 24 番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 20 番から 24 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 20 番から 24 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 25 番から 29 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 25 番から 29 番朗読】 25 番から 29 番の案件につきましては、新規案件でございます。図面につきましては、10～14 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号 25 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、26

	番から２９番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２５番から２９番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２５番から２９番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係３０番から３３番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３０番から３３番朗読】 ３０番から３３番の案件につきましては、新規案件でございます。図面につきましては、１５～１８ページに掲載をしておりますのでご確認ください。番号３０番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農

	地を、３１番から３３番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係３０番から３３番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３０番から３３番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで１０分間の休憩とします。２時４０分まで休憩したいと思いますので、それまでにご参集願います。 (午後２時３０分) (休憩中)
石田会長	皆さんお揃いですので、時間前ですけれども会議を再開したいと思います。 (午後２時３６分) 次に、利用権設定関係３４番及び３５番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３４番及び３５番朗読】

	この案件については、新規案件でございます。図面につきましては、19～20ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号34番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号35番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係34番及び35番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係34番及び35番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係36番から38番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係36番から38番朗読】 36番から38番の案件につきましては、新規案件でございます。図面につきましては、19～22ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号36番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、37番と38番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。

	以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係３６番から３８番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３６番から３８番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。
	(○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係３９番及び４０番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３９番及び４０番朗読】 この案件については、新規案件でございます。図面につきましては、２３ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 番号３９番において、農業公社が○○氏から借り受けた農地を、番号

	40番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係39番及び40番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係39番及び40番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係41番から43番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係41番から43番朗読】 41番から43番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号41番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、42番と43番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 1 番から 4 3 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 1 番から 4 3 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番朗読】 この案件につきましては、経営継承に伴う案件でございます。 番号 4 4 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 4 5 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 4 番及び 4 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 4 6 番及び 4 7 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。

	で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係４６番及び４７番朗読】 この案件につきましても、経営継承に伴う案件でございます。 番号４６番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 ４７番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係４６番及び４７番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係４６番及び４７番について採決 します。
委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成２０年農業委員会規則第１号)第１８条の規定により、会長専決 事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和８年２月２０ 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
石田会長	【報告第１号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第１号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた

	しました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後 2 時 5 3 分終了)
--	--